

令和7年1月21日 開会
令和7年1月21日 閉会
第 9 回
(通算第 235 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 1 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和7年1月10日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- 1 日時 令和7年1月21日
 2 場所 吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

第 9 回吉賀町農業委員会会議録	
招集年月日	令和7年1月21日
招集の場所	吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室
応招委員	会長 齋藤 学 代理 河野 達 2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬 農地利用最適化推進委員 河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎
不応招委員	なし
出席委員	会長 齋藤 学 代理 河野 達 3番 森下保 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬 農地利用最適化推進委員 河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎
欠席委員	農地利用最適化推進委員 2番 河上 政義 4番 田村 薫平
欠 員	なし
本回の議長	会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開 会	議長は 9時00分 開会を宣告
閉 会	議長は 9時15分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程	別紙のとおり
議事録署名委員の指名	米田 浩司 橋本 修治
会期の決定	令和7年1月21日
開 議	令和7年1月21日
備 考	

第 9 回農業委員会
(通算第 235 回)

令和7年1月21日

吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 非農地証明書の交付申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局	<p>本日の欠席の方は、河上委員、田村委員で、農業委員さん12名の内10名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議事録署名委員として米田浩司委員、橋本委員を指名します。</p> <p>議案第1号 非農地証明書の交付申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号について説明します。</p> <p>非農地証明とは、登記上の地目が農地（田、畑など）になっているにも関わらず、現況では山林化や原野化している場合に、その土地が農地ではないことを証明するものです。この証明書を発行したら所有者が法務局で地目変更の手続きができます。</p> <p>今回の申請は、農地の所在は朝倉〇〇番、地目 田、他1筆、合計面積 59.3 m²です。所有者は〇〇さんです。非農地の事由は、昭和51年河川災害復旧助成事業の際に、雑種地となり、農地への復旧も困難であるためです。</p> <p>非農地の手続きの流れは、このあと議長から3名の委員さんを指名していただき、3名で現地確認をして非農地ということが認められたら、事務局から非農地証明書を出すこととなります。</p> <p>以上よろしくお願いします。</p>
議長	<p>非農地調査の現地調査の委員さんです。河野達委員さん、それから菊地委員さん、見川委員さん、この3名の方をお願いをいたしまして、現地を調査していただき、次の農業委員会の席において、発表いただくという形になろうかと思っておりますので、よろしくお願いしますと思います。</p> <p>この、現地調査の書類におきましては、事務局の方から、後ほど皆さんの手元に届けるという事になろうかと思っておりますので、書類を持って現地確認していただきたい、という事でございます。</p>
議長	<p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号について説明します。</p> <p>この農用地利用集積計画というのは農地の貸し借りについて利用権を設定するも</p>

<p>議長</p>	<p>のになります。</p> <p>基盤強化法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。</p> <p> 《新規案件を読み上げ》</p> <p> 以上ご審議をお願いします。</p> <p> 以上、新規案件の説明を終わります。皆さんの意見を伺います。ご意見がある方はをお願いします。</p> <p> 《意見無し》</p>
<p>議長</p>	<p>無いようでしたら、採決に移ります。</p> <p> 2号議案について、賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p> 《全員挙手》</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、可決されました。</p> <p> 以上、1号、2号の承認事項は終了いたします。</p> <p> では、その他の報告事項に移ります。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします</p> <p> 11ページをご覧ください。この農地法第18条第6項の届出は、農地の貸し借りがされていたものが合意解約された案件の届出です。</p> <p> 1番は、場所は抜月で〇〇さんから〇〇に貸されていた農地の解約となります。理由は集落内での法人設立のためです。抜月の月和田地区で農事組合法人が設立される予定なので、その関係で耕作者の整理をされているそうです。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p> 報告事項は以上となります。</p> <p> 以上、本日提出しました議案につきまして、終了したいと思います。</p> <p> 午前9時15分閉会</p>